

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月10日

新潟市選挙管理委員会

委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第6号

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円」を「293,440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

別記様式第6号別紙備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円」を「293,440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年新潟市選挙管理委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「5円18銭」を「5円62銭」に、「386, 500円」を「419, 000円」に改める。

別記様式第5号別紙備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386, 500円」を「419, 000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規程は、令和7年12月10日から施行する。

##### （適用区分）

2 第1条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び第2条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙については、なお従前の例による。